



# 島根県報

令和4年3月31日(木)

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規則】**

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (雇 用 政 策 課) 2

**【告示】**

労働委員会委員の推薦方法の一部改正 (雇 用 政 策 課) 2

島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要  
綱の一部改正 ( " ) 2

**公布された条例等のあらまし**

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第48号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第48号**

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**告 示****島根県告示第245号**

労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別記様式中「㊟」を削る。

**附 則**

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

**島根県告示第246号**

島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第138号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号、様式第2号及び様式第7号中「㊟」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の島根県立東部高等技術校寄宿舍の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。